



国民年金からのお知らせ

遺族基礎年金について

次の①から③に該当する人が亡くなられたときに、その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます...

- ①国民年金の被保険者
②国民年金の被保険者であった人で、日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の人
③老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人

を合わせた期間が3分の2以上必要となります(平成38年3月31日以前に死亡された場合は、死亡月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければよいことになっています)。

遺族基礎年金の額は、「子の有る配偶者」が受ける場合、基本額(779,300円)に子の加算額(1人目と2人目の子はそれぞれ224,300円、3人目以降は1人につき74,800円)を加えた額です。

寡婦年金について

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が10年以上ある夫が亡くなられた場合に、10年以上婚姻関係が継続して、夫

によって生計を維持されていた妻に60歳から65歳までの間支給されます。年金額は、夫の第1号被保険者期間に基づいて計算された老齢基礎年金額の4分の3です。

ただし、死亡した夫が障害基礎年金の受給権者だったことがある場合や、老齢基礎年金を受けていたとき、また、妻自身が老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている場合、寡婦年金は支給されません。

なお、寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合、どちらか一方を選択することになります。

死亡一時金について

国民年金の第1号被保険者とし

て保険料を納めた月数が36月以上ある被保険者が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けないまま死亡したとき、死亡者と生計を同じくしていた遺族に死亡一時金が支給されます。

ただし、その死亡により遺族基礎年金を受けられる遺族がいる場合には支給されません。請求できる遺族の範囲・順位は、死亡者の配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹です。

死亡一時金の額は、保険料を納めた月数に応じて決まっています(120,000円~320,000円)。

\*

問合せ 市民課年金係・京都南年金事務所お客様相談室(☎644-1165)

困ったときはご相談ください

市役所代表番号 ☎983-1111, FAX982-7988から各課にお問い合わせください。

◆弁護士相談

市民協働推進課

【電話予約制、先着8人】

相続・離婚・金銭問題・借地・借家・近隣トラブル・交通事故等の法律相談に弁護士が応じます。時間はいつでも午後1時15分~4時です。1人20分。

Table with 3 columns: 相談日, 場所, 予約開始日. Rows include dates like 10月3日(火) at 文化センター, 10月10日(火) at 2階第1会議室, etc.

※予約は、午前9時から電話で生活情報センター(☎983-8400)へ。利用される人は前回の利用から少なくとも2カ月の間隔を空けてください。

◆司法書士相談

市民協働推進課

【電話予約制、先着5人】

土地建物、登記、契約、相続、消費者金融問題等の法律相談に応じます。時間は午後1時30分~4時です(相談時間は1人30分)。▶10月26日(木)生活情報センター※予約は19日(木)午前9時から電話で生活情報センター(☎983-8400)へ。利用される人は前回の利用から、少なくとも2カ月の間隔を空けてください。

◆行政相談

市民協働推進課

国や府、市などの行政に関する苦情や意見・要望を受け付けます。時間は午後1時30分~4時です。▶10月6日(金・特設行政相談)▶20日(金)文化センター2階第1会議室

◆家庭児童相談室

子育て支援課

子どものことで心配なことがあれば一緒に考え、助言をします。月曜~金曜日(祝日除く)午前8時30分~午後5時、子育て支援課

◆人権相談

人権啓発課

人権に関わる相談やいろいろな悩み、人権擁護委員が応じます。ひとりで悩まず、ご相談ください。時間は午後1時~4時です。▶10月16日(月)▶23日(月)八幡人権・交流センター▶17日(火)生涯学習センター※電話相談も受け付けます。(☎981-3127)

◆女性相談

人権啓発課

恋人や親しいパートナーからの暴力、ストーカー、セクハラなどの女性問題について相談に応じます。場所は八幡人権・交流センターです。【女性専門相談】(要予約)▶10月12日(木)▶26日(木)午後1時30分~4時30分、詳しくは同センター(☎983-1784)へ。【常設相談】月曜~金曜日(祝日、年末年始除く)午前10時~午後5時

◆京都ジョブパーク個別就職相談会

◆サポステ京都南若者個別就労相談

商工観光課

専門相談員が求職者等の就職を支援します。時間は午前10時~午後2時。京都ジョブパーク(☎682-8915)、サポステ京都南(☎0774-54-5380)▶10月19日(木)市役所1階相談室(北玄関西側)

◆障がい者(児)相談

障がい福祉課

障がいのある人やその家族からの相談に応じます。時間は午後1時~3時。▶10月3日(火)福祉会館3階。対象は視覚障がい者・知的障がい者。

◆児童虐待の通告について

子育て支援課

月曜~金曜日 午前8時30分~午後5時(緊急時は土日祝日、夜間の対応をします) ※府宇治児童相談所京田辺支所(☎0774-68-5520)でも対応します。

◆母子父子家庭相談

子育て支援課

母子・父子家庭の皆さんの相談を受け付け、悩みごとを解決する情報を提供します。月曜~金曜日(祝日除く)午前9時~正午・午後1時~4時、子育て支援課

◆ふれあい福祉相談

ふれあい福祉センター

福祉に関する相談に応じます。まずは、お電話ください。ふれあい福祉センター(☎983-2000)

【常設相談】月曜~金曜日 午前9時~午後4時 社会福祉協議会(時間外の夜間・休日はセンターが委託する機関への転送電話で受け付けます)

【出張相談】火曜~木曜日(祝日除く)午後1時30分~3時30分、八寿園

◆年金相談

市民課

【電話予約制】

待ち時間を短縮するため予約制になっています。年金相談を希望される人は下記に予約してください。

▶10月13日(金)午前10時~午後4時、文化センター3階第1講習室 予約先 京都南年金事務所お客様相談室(☎643-2620)

◆くらしと仕事の相談

生活支援課

専門の相談員が経済的に困りの人の生活や仕事などに関する相談に応じ、解決に向けて支援します。ご家族からの相談にも応じます。まずは、お気軽に来所またはお電話ください。月曜~金曜日(祝日除く)午前9時~午後5時、生活支援課

◆介護相談

高齢介護課

高齢者の介護やひとり暮らし高齢者の生活不安に関する相談と情報を提供します。

地域包括支援センター(月曜~土曜日<祝日除く>午前9時~午後5時)やまばと(☎982-8000)、梨の里(☎982-0125)、美杉会(☎971-3576)、有智の郷(☎972-1000) ※次の在宅介護支援センター(日時は地域包括支援センターと同じ)や高齢介護課(月曜~金曜日<祝日除く>午前8時30分~午後5時15分)でも相談できます。京都八勝館(☎982-3883)、京都ひまわり園(☎983-8111)

◆消費生活相談

生活情報センター

消費生活全般に関わる相談に、公的資格を持つ専門相談員が応じます。月曜~金曜日(祝日除く)午前9時~正午・午後1時~4時30分、生活情報センター(☎983-8400)

短 信

▶背割堤&さくらであい館 秋の満喫プラン2017

三川合流域の美味しいものが食べられる三川であいマルシェ、淀川の舟旅とセットになった歴史ハイク、地元ミュージシャンによるライブ演奏など多彩なプログラムを体験できます。

日 時 10月14日(土)、15日(日) 午前10時~午後4時 場 所 淀川河川公園背割堤地区 その他 事前申込が必要なプログラムがあります。事前申込受付期間は、10月12日(木)まで(定員になり次第締切)。詳細は、さくらであい館ホームページ(https://www.yodogawa-park.jp/)をご覧ください。 問合せ 淀川河川公園管理センター(☎06-6994-0006)へ

▶LGBT講演

ろう者とLGBT

日 時 11月3日(金・祝)午後1時30分~3時30分(予定) 場 所 福祉会館3階 講 師 国分 由貴さん(ろう者) 申込み 10月29日(日)までに、FAXで八幡市ろうあ協会=徳永(FAX971-3206)へ 問合せ 社会福祉協議会=今(☎983-4450)

▶古典の日 和紙ちぎり絵で招福

日 時 11月1日(水)午前10時~正午 場 所 市民交流センター 対 象 市内在住の人 定 員 10人 参加費 700円 持ち物 おしぼり 申込み・問合せ 10月29日(日)までに電話で、華うさぎちぎり絵サークル=本郷(☎981-1829)へ

<寄附> 市の福祉行政に役立ててほしいと、9月12日、大阪ガスグループ小さな灯運動京都地区さまから「福祉基金」に50,000円。

<寄贈> 9月14日、八幡市老人クラブ連合会さまから、大型絵本と絵本のセットを20セット。市に<寄附>をいただきまして、ありがとうございました。